

第8回 尼崎市公共施設マネジメント市民会議（第2期）に係る議事録

日 時：平成29年2月8日（水）16時00分～17時45分

場 所：議会棟第2委員会室

出席者：市民委員 別紙のとおり

事務局 松田課長、玉木補佐、片野係長、今熊技師

傍聴者：なし

次 第：「第8回 尼崎市公共施設マネジメント市民会議（第2期） 次第」のとおり

- 1 議題「施設評価（2次評価）（素案）及び第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）（素案）について」②
- 2 その他

【議事（質疑）】 議題「施設評価（2次評価）（素案）及び第1次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針1：圧縮と再編の取組）（素案）について」②

司会：それでは、議事の進行に入る。本日の議題は、個別施設の「施設評価（2次評価）（素案）」（以下「2次評価（素案）」という。）の続きで2回目となり、この会議の前に本日は議論の対象となる立花公民館と高齢者施設の千代木園の視察を行っている。前回、集会場施設まで議論を終えており、本日は福社会館からの議論となる。それでは、事務局から説明をお願いしたい。

< 2次評価（素案）（福社会館等）の説明 >

委員：福社会館を地域に移管するというのは、その地域に売却をするのか。

事務局：福社会館については売却ではなく、地域に無償譲渡することを考えている。

委員：移管をされた場合、福社会館の整備や建替えは移管を受けた地域で行うのか。

事務局：そのとおりである。

委員：各地域の反応はどうか。

事務局：これから各地域に説明に入るところであり、まだ反応については分からない。

委員：地域で福社会館を維持管理していくための費用を負担するとのことであるが、どのようにするのか。

事務局：地域によっては福社会館の利用料で施設の維持管理費用を賄っているところもあるので、対応は可能ではないかと考え、協議を進めていくこととしている。

委員：築地福社会館は建築後9年ということであるが、利用率についてはどうか。

事務局：築地福社会館については、阪神・淡路大震災の復興事業により建築されたものであることから新しい施設となっている。利用率については、一部の施設の利用状況を正確に把握できていないのが実態である。今後、利用率の把握ができるように努めていきたい。

委員：利用率の差はどのようなことが考えられるのか。

事務局：社会福祉連絡協議会（連協）が福社会館を管理し、申込制により貸館を行っているので、地域活動が活発かどうかということが利用率の差となっているものと考えられる。また、葬儀の式場として福社会館が使用されることも多く、これによる影響が大きくなっている状況もあると考える。

委員：高田会館の利用率が 1.32% というのは、ほぼ存在価値がないと言えるのではないか。

事務局：利用率が相対的に低いということは認識はしている。

委員：福社会館の利用率が 50% を超えている場所はないのか。

事務局：福社会館については、利用者にアンケートを取ることが難しく、利用実態の把握が困難な状況にある。また、市内全体で地域所有のものも含め福社会館は 50 施設以上あり、ほぼ市域の 1 km 四方の範囲に福社会館が 1 施設ある計算となる。このため、利用圏域が重複しており、狭い範囲に手厚く配置されていることから、利用者が複数の施設を利用できる状況にあることも利用率に関係しているのではないかと考える。

委員：福社会館の施設規模で面積として、120 m² の施設が多いことに何か理由はあるのか。

事務局：尼崎市北部地域では、飛行機による騒音対策の中で福社会館が多く建てられたという経緯があり、当時の基準で建築されたものと考えられる。

委員：福社会館が設置された当時は別として、施設数が多いように思う。まとめることはできないのか。

事務局：福社会館が設置された経緯や経過があるので集約化は難しいと考える。

委員：福社会館の役割は、公民館とは異なるのか。

事務局：貸館機能という面では同じであるが、公民館の場合は社会教育法に基づく独自の事業を行っていることが大きく違う部分である。

委員：公民館が使えない場合に福社会館は案内をしていないのか。

事務局：現状としては案内ができていないが、公民館と福社会館の両方を使用している団体もある。

< 2 次評価（素案）（公民館）の説明 >

委員：立花公民館は本日、視察を行ったが図書室の利用も多く、残すべきではないのか。

事務局：立花公民館に限らず公民館の図書室は多く利用されている。なお、立花公民館の貸室に係る利用率は 36.3% となっている。

委員：立花公民館をまちの活性化の観点からも、塚口さんさんタウンに移転させることはできないか。場所的にも近く、エレベータもある。

事務局：塚口さんさんタウンには、福祉、保健の窓口を集約した（仮称）北部保健・福祉センターが開設されることになっている。これにより、新しい人の流れや活性化は一定の期待ができるものと考えているが、民間施設の活用には賃借料が必要であることから立花公民館の機能としては、学習室などは近くにある地域総合センター塚口を、ホール機能は民間のライクスホールや県のピッコロシアターで代替ができないかをまずは検討して行きたいと考えている。

委員：公民館利用率の理想はどの程度の数値か。

事務局：理想というものは特にはないが、相対的にみて、利用率の低い場所については事業の実施など利用促進に係る取組を強化することにより、利用率が上がるような取組が必要であると考えている。

＜2次評価（素案）（高齢者施設）の説明＞

委員：高齢者向けグループハウスは介護施設なのか。

事務局：介護保険の施設ではないが、1人暮らしの高齢者が入居するグループハウスで、日々24時間の見守り等のケアを行い、高齢者が自立した生活ができるように支援する施設である。場所としては市役所の西側に位置している。

委員：老人福祉センターは、5館の合計で1日に約1,400人の利用があるようであるが、これは地域住民の利用によるものなのか、それとも市域全体のものなのか。

事務局：利用者アンケートなどの結果から見ると、ほぼ毎日来ている人が多いようである。特に入浴施設がある老人福祉センターは入浴ができる日が異なっていることもあり、いろいろな老人福祉センターに行かれている方もあるようであるが、多くは近隣からの利用者である。

委員：老人福祉センターを見直すためのおおよそのタイムスケジュールは考えているのか。

事務局：これから市民や利用者の声を聞きながら、具体的な検討を行っていくこととしているが、いずれにしても10年間の計画期間の中で対応したい。

委員：介護施設に行く必要もなく、元気な高齢者で過ごしてもらう意味では老人福祉センターのような施設は必要ではないのか。

事務局：高齢者が元気に過ごしてもらうための施策としては、例えば福祉会館などで行っている高齢者サロン事業等がある。高齢化の進展で介護を必要とする人が急増しており、市としては介護予防の取組に重点化していきたいと考えている。

委員：西宮市には老人いこいの家というものがあり、自由に使うことができていると思う。

事務局：尼崎市にも老人いこいの家はあった。この機能を発展させたものが高齢者サロン事業であり、これまでは場の提供が中心であったものを、介護予防などソフト事業の実施など活動への支援に転換をしていっているところである。

委員：今後、開催される市民説明会ではどのようなスタンスで行うのか。

事務局：市民説明会では、市民のみなさんから意見を伺うことによって、今後の検討材料にしたいと考えており、施設の利用実態や利用者の声も把握して、市民のみなさんと一緒に考えていきたい。

委員：老朽化している施設を単純に建替えるのではなく、機能移転を検討することは良いことだと思う。

事務局：老人福祉センターの機能見直しについては、単純に施設を廃止するものと考えられている傾向があるので、必要な機能については安全性を満たした近隣の施設に機能移転を検討することをこれからの説明の中でも強調していきたい。

＜2次評価（素案）（障害者施設）の説明＞

委員：土地や建物の貸付に関する費用負担について説明をお願いしたい。

事務局：障害者施設への貸付は無償となっているが、現在、土地や建物の貸付に関する費用負担について見直しを行っているところである。その中で貸付に際しての基準を決めており、貸付を受ける団体や使用目的などにより、無償、減免などの措置を決めている。

委員：現在、施設を無償貸与しているということであるが、建物と土地のどちらなのか。

事務局：現在は、土地・建物ともに無償貸付であるが、既に貸付を行っているところは、土地の使用料について1/2減免への見直しを行おうとするものである。

委員：障害者施設を保育所の民間移管のように市が土地を無償貸与することによって、社会福祉法人が国から補助金を受けるなどして新たな施設に建替えを行うことはできないのか。

事務局：民間の障害者施設が建替えを行う場合には、国からの補助制度がある。

委員：社会福祉法人の収益としてはどうか。

事務局：収支としては、社会福祉法人において運営する事業が様々であり、一概には言えないが、ぎりぎりまで運営をしているところが多いと聞いている。

委員：障害福祉サービス事業所の仕事量は多いのか。

事務局：実際に現地を見てきたが、納品の期限が近付くと段ボール箱で部屋が埋まるようなこともあり、仕事量としては多いようである。

委員：障害福祉サービス事業所で作業をする人には収入はあるのか。

事務局：作業内容によって、単価は違ってくるが収入はある。

< 2次評価（素案）（保育所）の説明 >

委員：公立保育所として存続させる保育所の数はなぜ9ヶ所なのか。

事務局：6つある行政地区で人口割合を考慮して、北部については各2ヶ所、南部は各1ヶ所として合計9ヶ所となっている。

委員：民間保育所の建替えについては、国から補助金があるということであれば、すべての公立保育所を民間移管すれば、尼崎市としての財政負担を減らせるのではないか。

事務局：確かにすべてを民間移管をするという考え方もできる。しかし、幅広い保育ニーズに対応していくことや民間では対応が難しい病児、病後児保育など公立保育所が担う役割もある中、公立保育所だけでなく、多様な主体が各々の役割のもとで保育を担っていくことが重要であるという考えのもと、9ヶ所の公立保育所を維持するものである。

委員：保育所を建替えるときには、どのような対応をするのか。

事務局：保育所は建替え期間中も閉鎖をすることはできない中、可能であれば園庭を活用した現地建替えで対応するが、現地建替えが困難な場合もある。現地建替えが困難な場合にあつては、仮移転をして、その間に現地で建替えを行うと、仮移転園舎の費用が別途必要となることから、既存の保育所周辺地域に建替え用地を確保して、そこに新築移転することを優先して検討をしている。

委員：現在、待機児童はどの程度いるのか。

事務局：平成28年度で47人である。

＜ 2次評価（素案）（その他保育施設）の説明＞

委員：2次評価（素案）にある子育て支援モデル事業施設とつどいの広場は一緒に検討を行うのか。別々には検討はできないのか。

事務局：別々に検討するのも1つの案である。つどいの広場は杭瀬保育所の2階にあり、老朽化が進んでいることから見直しを検討するものである。子育て支援モデル事業施設は、比較的新しい建物であることから2次評価（素案）では、当面は維持する方向性としている。検討の課題としては、つどいの広場事業は10ヶ所で実施しているが、子育て支援モデル事業施設とつどいの広場の2ヶ所だけが公共施設を使用している。その他については民間施設を利用していることから、必ずしも公共施設を利用して実施しなければならない事業ではなく、つどいの広場は老朽化していることから、民間施設の活用を考えたいというものである。

委員：このような子育て支援施設は小さな子供を持つ親にとって重要な役割である。

事務局：つどいの広場は親子で利用することが基本である。専門の職員がおり、子供をプレイルームで遊ばせることができる。子供が遊んでいる間に親は親同士で交流を図ることができるため、子育て世代には大きな役割を果たしているものであり、実施場所は変わっても事業は継続していくものである。

委員：利用者数のカウントは親子で2人としているのか。

事務局：利用者のカウントは親と子で別々としている。

委員：老朽化しているつどいの広場については、併設されている杭瀬保育所と一緒に建替えはできないのか。

事務局：つどいの広場を新たな施設に残すことを前提にした杭瀬保育所の建替えについては考えていない。

以 上